

## くしろ地域孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員入会規則

### (目的)

第1条 この規則は、くしろ地域孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下、「本会」という。）設置要綱第4条及び第5条の規定に基づき、本会の会員（行政機関及び市町村社会福祉協議会は除く）及び協力会員としての入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会員の入会基準及び手続)

第2条 本会の会員として入会しようとする団体は、別紙1（入会申込書）及び別紙2（誓約書）を提出することとする。

- 2 前項の入会申し込みに対しては、事務局において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。なお、決定に際し必要な場合は、行政機関等に照会を行うこととする。
- 3 前項の入会の可否の決定に当たっては、主に以下の点を確認する。
  - (1) 孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている団体等であること
  - (2) これまでに市町村や社協、相談支援機関等の関係機関と連携し、活動した実績があること
  - (3) 支援活動が営利や宗教的又は政治的活動を目的とするものではないこと
  - (4) 暴力団等反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反する行為や違反行為がないこと
- 4 入会できる団体等は、NPO、社会福祉法人、財団法人、社団法人、任意団体、民間企業などとし、個人での入会は認めない。

### (協力会員の入会基準及び手続)

第3条 本会の協力会員として入会しようとする団体は、別紙1（入会申込書）及び別紙2（誓約書）を提出することとする。

- 2 前項の入会申し込みに対しては、事務局において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。なお、決定に際し必要な場合は、会員や行政機関等に照会を行うこととする。
- 3 前項の入会の可否の決定に当たっては、主に以下の点を確認する。
  - (1) 孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている団体等であること
  - (2) 活動が営利や宗教的又は政治的活動を目的とするものではないこと
  - (3) 暴力団等反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反する行為や違反行為がないこと
  - (4) 入会できる団体等は、NPO、社会福祉法人、財団法人、社団法人、任意団体、民間企業などとし、個人での入会は認めない。

### (名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第4条 本会の会員及び協力会員は、構成団体名簿に登録する。

- 2 前条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は遅滞なく別紙3（変更届）を事務局に提出しなければならない。
- 3 構成団体名簿に登録された会員及び協力会員に関する情報については、原則、構成団体で共有するとともに、公開する。

### (退会事由及び手続)

第5条 会員は、別紙4（退会届）を提出して、任意に退会することができる。この場合は構成団体名簿の登録を抹消する。

- 2 本会設置要綱第5条の定めにより、本会から除名された場合、前項に準じて構成団体名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第6条 前条の規定により資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条又は第3条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、事務局において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は再入会を認めないこととする。

附則 この規則は、令和7年2月3日から施行する。  
この規則は、令和7年12月24日から施行する。